

植物防疫所 病害虫情報

No. 85

2008・7・15

中国向け精米の輸出検疫

これまでの経緯

中国は2003年2月に植物検疫制度を改正し、それまでの輸入実績がない又は僅かな植物については、病害虫危険度解析（輸入国において、科学的情報に基づき検疫の対象となる病害虫と、当該病害虫に対する危険度に応じた植物検疫措置の内容を決定する手順）を実施し、植物検疫条件が決定されない限り輸入が認められなくなり、日本産精米も同様の措置となった。

輸出検疫条件の確立

2004年6月、我が国は中国に対し、日本産精米の輸出解禁要請を行った。中国側は日本産イネの病害虫リスト等の科学情報に基づき病害虫危険度解析を実施した結果、ヒメアカカツオブシムシ、ヒメマダラカツオブシムシ、カザリマダラカツオブシムシ（以下「カツオブシムシ類」）、イネもみ枯れ細菌病菌及びイネえそモザイクウイルスを検疫対象病害虫と決定した。その後、これら病害虫の中国への侵入を防止する措置を決定するため、日中の植物検疫当局間に



貯蔵庫に積み上げられた精米

において技術的協議を行い、2007年4月に基本的な検疫条件として、カツオブシムシ類の発生がないことが確認された精米工場で精米が行われること及び輸出前にくん蒸処理を行うこと等が決定された。

検疫対象害虫とされた3種のカツオブシムシ



ヒメアカカツオブシムシ
(*Trogoderma granarium*)

*過去に国内での発生事例があるが、近年の発生事例はない。

ヒメマダラカツオブシムシ
(*T. inclusum*)

*国内に広く発生している。

カザリマダラカツオブシムシ
(*T. anthrenoides*)

*国内の一部地域（小笠原・南西諸島）に発生。

なお、イネもみ枯れ細菌病菌及びイネえそモザイクウイルスについては、玄米、粉、土壌等が感染源となる病害であることから、精米にこれらが混入していないことも検疫条件となっている。

昨年のこの決定後、さらに技術的な協議が行われ、本年5月、以下に示す日本産精米の中国への輸出検疫条件が整った。

精米工場の指定

精米工場の指定を希望する

場合は、指定申請書に工場所在地図、工場見取図（トラップ設置場所図や各部屋の名称・面積を記載）、精米工程等を添えて、工場の所在地域を管轄する植物防疫所へ提出する。申請書を受理した植物防疫所では当該申請書の内容について書類及び実地に審査を行い、1年間の発生調査においてカツオブシムシ類が発見されないことを確認する。また、工場（併設された玄米貯蔵庫を含む。）にはカツオブシムシ類の誘引剤を用いたフェロモントラップを100㎡あたり1個以上設置し、週1回以上の発生調査を1年間行い、カツオブシムシ類の発生がないことを確認する。その結果、問題ない場合には中国検疫当局による確認が行われ、中国向け精米工場として植物防疫所が指定する。

なお、カツオブシムシ類の発生調査は指定後も継続して行う必要がある。

くん蒸倉庫の登録

中国向け精米のくん蒸処理を行う倉庫の登録を希望する倉庫管理者は、登録申請書にくん蒸倉庫所在地図、くん蒸倉庫見取図（精米搬入経路及びトラップ設置場所、各部屋の名称・面積を記載）等を添えて、くん蒸倉庫の所在地域を管轄する植物防疫所へ提出する。申請書を受理した植物防疫所では、くん蒸処理を行う倉庫が植物防疫所指定くん蒸倉庫又は同等の構造を有した倉庫が、当該申請書の内容について書類及び実地に審査を行う。また、くん蒸室及び精米搬入経路にカツオブシムシ類の誘引剤を用いたフェロモントラップを100㎡当たり1個以上設置し、週1回以上の発生調査を3か月間行い、カツオブシムシ類の発生がないことを確認の上、登録される。

くん蒸処理及び輸出検査

輸出にあたっては、植物防疫官のくん蒸の立ち会いと輸出検査、海上コンテナ等の輸送機器の再汚染防止措置が必要である。

くん蒸処理基準

くん蒸方法：リン化アルミニウム倉庫くん蒸
薬量及び処理期間：2.5g/㎡

庫内温度	12℃以上 16℃未満	7日間
	16℃以上 21℃未満	6日間
	21℃以上	5日間

また、輸出検査に際して植物防疫官は、①指定精米工場で精米されたものであること、②くん蒸処理の1か月前から精米の搬出時までの間にくん蒸室及び精米の搬入経路においてカツオブシムシ類が発見されなかったこと（調査方法は、くん蒸倉庫登録時の調査と同様）、③精米の各包装に中国向けであること、品種並びに指定精米工場名、輸出者の名称及び住所が中国語で表示されていること、④定められた数量を開封し、精米中にカツオブシムシ類やその他の貯穀害虫が発生していないこと、及び玄米・粳・ぬか・土壌・雑草種子等が混入していないこと、⑤輸出用コンテナが密閉型であり、有害動植物の精米への混入を防止するための検査及び消毒が行われていること等の検査を行い、これらに合格すれば植物検疫証明書を発給することとなる。



輸 出 検 査 風 景

おわりに

今回の決定を受けて、日本産精米は恒常的に中国に輸出できることとなった。このことから関係者は我が国農産物の生産振興及び輸出拡大につながる明るい話題として注目しているところである。

今後新たに精米工場の指定を希望する関係各位及び輸出関係者におかれては、精米工場の指定及びくん蒸庫の登録要件、輸出検疫条件等について植物防疫所と十分相談し制度を理解いただき、輸出が円滑に行われるようご協力をお願いする。